

岐阜県立恵那南高等学校 いじめ防止等対策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条の規定に基づき、岐阜県立恵那南高等学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処（以下「いじめの防止等」という。）に関する措置を実効的に行うための組織として、岐阜県立恵那南高等学校いじめ防止等対策検討会議（以下、「いじめ防止等対策検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 いじめ防止等対策検討会議は、次の事項を所掌する。

- 一 岐阜県立恵那南高等学校いじめ防止基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関する意見交換及び連絡調整
- 二 いじめの疑いに係る情報があった際の、いじめに関する情報の迅速な共有を行うための緊急会議の開催
- 三 いじめに関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導及び支援体制・対応方針の決定や、保護者との連携等に関する意見交換及び連絡調整
- 四 その他いじめの防止等のために校長が必要と認める事項

(組織)

第3条 いじめ防止等対策検討会議の委員は、校長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、1年間とする。なお、再任を妨げない。

(構成)

第4条 いじめ防止等対策検討会議に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、校長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、いじめ防止等対策検討会議の進行を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 いじめ防止等対策検討会議の会議は、年2回校長が招集する。

- 2 校長は委員以外の者に対して、必要に応じていじめ防止等対策検討会議への出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 いじめ防止等対策検討会議の庶務は、学校において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、いじめ防止等対策検討会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期を終えた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止等対策検討会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。